

子育てひろば事業について

○ 根拠

中野区子育てひろば事業実施要綱

児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業

○ 目的

地域の子育て支援機能の充実をはかり、もって子どもの健やかな育ちを支援する

○ 対象者

乳幼児から就学前の児童とその保護者

○ 実施要件

1 週間につき 5 日以上で、1 日につき 5 時間以上実施すること。

乳幼児親子の支援に意欲があり、かつ子育ての知識及び経験を有する者を 2 名以上配置すること。

○ 実施内容

乳幼児親子の相互の交流を行う場所として設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

○ 設置目標

24 か所

○ 現在の状況（21 か所）

名 称	場 所	開設日・時間	運営形態
子育てひろば「どんぐり」	中部すこやか福祉センター	月～金 10:00～17:00 土 11:00～16:00	区が設置し、地域団体へ委託
子育てひろば「すくすくクラブ」	南部すこやか福祉センター		
ぴよぴよひろば	東部区民活動センター	月～金 11:00～16:00	
集いのひろば	聖オリディアホーム乳児院	月～木・土 10:00～15:00	民間施設内での設置に対し、区が委託
いちごルーム	旧 U 1 8 プラザ上高田	月～金 10:30～17:00 土 9:30～17:00	民間施設（区が貸与）内で、区が委託
乳幼児親子ほっとルーム	児童館（上高田、新井薬師を除く）14 か所	日を除く週 5～6 日 原則として開設時間内	区職員による直接運営
	ふれあいの家 2 か所		